

イオンが「大店立地法」の申請

「午前0時まで」の営業時間の約束に反して

「24時間営業」で届出



イオン予定地(野洲市乙窪)

イオンの進出(野洲市乙窪)に伴い、「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」に基づく、「住民説明会」が2日、防災センターで開催されました。この説明会で、イオンは営業時間について、「24時間営業」を、滋賀県に申請していることを明らかにしました。これまでの行政の説明とは異なるもので市民から不安が広がっています。

市は、住環境・青少年・商業を守るべきです
営業時間は「運用」で対応というが「確約」なし

「大店立地法」に基づく2日の説明会で、イオンは「24時間営業」であることを明らかにしました。

「これまでの説明に反する「24時間の営業」を申請

営業時間については、地元商業や住環境・青少年問題の観点から、「24時間営業は重大な影響」の声が多数寄せられ、周辺自治会、商工会、また、市議会でも議論されてきたところ

日本共産党は、市議会でも一貫して、問題点を指摘してきました。その結果、「24時間営業をしないよう強く指導している」と答弁。最大「午前0時までの営業」としていたので、にもかかわらず、イオンは県への届けで「24時間営業」を申請しています。

「実際の時間は「運用」というが「約束を守る確かな保障はなし」

これについて、イオンは、「経営方針の基本は、『24時間営業』である。中主店の実際の営業時間は、地元や市などの要望を踏まえて、『運用』で調整する」というものです。さらに、「営業時間の変更が

必要な場合は、ご理解を賜りながらすすめる。なし崩しの時間変更はやらない」との説明を行いました。また、「24時間営業」の申請そのものは譲れないとしています。

「利益・企業戦略優先で営業内容もイオン方式

しかし、これは、「口約束」です。イオンは、確固とした「住民同意」による営業時間の設定の確約は表明しませんでした。仮にオープン時は「午前0時」としても、以後、この約束が守られるのかは疑問です。他店舗の例では、当初「午後11時まで」の営業時間が、その後、「24時間営業」に変更された例があるなど、企業の経営方針が優先されています。

「市有地への誘致なら市民の立場で対策を

そもそも、今回のイオン誘致は、工業団地の企業誘致に失敗し、その「打開策」として、市有地に誘致を行うというものです。それだけに、行政責任は重大です。市行政が市民の立場に立つて、諸問題の対策を取るべきではないでしょうか。

あなたの意見を自由に提出することができます

「大規模小売店舗立地法」に基づき、出店計画に対する、意見を提出することができます。意見・要望を、以下の要綱に基づき提出してください。

提出先 滋賀県商工労働部商業観光振興課(大津市京町4丁目1-1)
様式 形式は問いません。「(仮称)イオンスーパーセンター中主店(野洲市乙窪)字長線480-1」の意見」と表記してください。氏名と住所の記入は任意です。
期間 6月24日まで。なお、現在、市役所で計画書が縦覧されています。

余りにも形式的な、4・2説明会 大多数の市民には知らされず

2日開催の説明会は法律に基づき開催が義務付けられています。しかし、開催の案内は、「店舗建設地から1kmの範囲に「新聞折り込み」されただけです。また、当日の資料も1枚のみ。これでは、市民の多様な意見を反映させることはできません。